

木製の投票函（箱）

飯能市立博物館 学芸職員 中村 岳

今年も残すところ 3 か月となりました。振り返ると飯能市では市議会議員選挙、市長選挙、参議院議員選挙と選挙の年だったといえるかもしれません。今月はそんな選挙に欠かせないアイテムのひとつである、投票箱をご紹介します。

現在、一般的に使用されている投票箱はジュラルミンやアルミニウムなどの金属製で、折り畳み式のものも多いと思いますが、70 年ほど前までは木製の投票箱が多く使用されていました。今回ご紹介して



投票箱と外蓋（左）

いる投票箱も木製で、大きさは幅 42.5cm、奥行 49.0cm、高さ 57.0cm と私たちが今日使用している投票箱と比べると大きいという印象を受けます。本資料について正確な製作年代や使用された選挙等には残念ながら明らかではありませんが、箱の裏面に貼られた金属プレートから一定の時期が推定できます。プレートには「埼玉県浦和町 鈴木藤助製造」と製造者が記されています。浦和町（現さいたま市の一部）が市制施行されるのが 1934（昭和 9）年ですので、製作されたのはそれ以前だと考えられます。



製造者を示す金属プレート

また外蓋をみると 2 か所、錠がかけられるように金具がついています。1950（昭和 25）年に施行された公職選挙法施行令では投票箱の様式が図示されており「外ぶたの錠は、各々異なつたものを用いること」が定められています（ちなみに、現在まで同じ決まりが続いています）。本資料はこれに適合すること、資料を収集したのが 1980（昭和 55 年）であることを勘案すると戦後暫くの間、各種選挙で使用されていたといえるでしょう。

最後に 2 つの投票口のある内蓋に注目してみたいと思います。よくみると剥がし残された紙片に、投票箱を跨ぐ形で割り印の印影が複数確認できます。これは零票確認（投票開始前に不正に投じられた票がないかを確認する作業）後、紙で内蓋と箱本体に封印をすることで、開票に至るまでの間、箱が開けられていないことを確認していたことが窺えます。選挙を公平・公正に行おうとする先人たちの努力と、選挙にしっかりと向き合う大切さを伝えてくれる一品です。



紙片と印影

内蓋と箱をつないだ紙に割印を押すことで、投票箱が開票まで開けられていない証明としていました。

【参考文献】

自治省選挙部編『選挙法百年史』（第一法規出版、1990 年）

『読売新聞』1953 年 3 月 18 日（「投票箱も組み立て式で 目の回る選挙準備 東京都品川区」）

【お知らせ】

特別展「レアなおふだ 古くて珍しいおふだ、たくさん見せます。」10 月 12 日（日曜日）から 12 月 7 日（日曜日）まで